

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業に関する実施方針を定めたので、公表する。

令和7年11月28日

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業
実施方針

相模原市
令和7年11月28日

《目 次》

第1 事業内容に関する事項	1
1. 事業内容に関する事項	1
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	4
1. 事業者の募集及び選定方法	4
2. 事業者の募集及び選定の手順	4
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	11
1. 基本的考え方	11
2. 予想されるリスクと責任分担	11
3. 本事業の実施状況の監視(モニタリング)	11
第4 本施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	12
1. 立地に関する事項	12
2. 現施設の概要	12
3. 施設計画の考え方	13
第5 事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	14
1. 係争事由に係る基本的な考え方	14
2. 管轄裁判所の指定	14
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	15
1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	15
2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	15
3. いずれの契約当事者の責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合	15
4. その他	15
第7 法制・税制上の措置及び財政・金融上の支援に関する事項	16
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	16
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	16
3. その他の支援	16
第8 その他事業の実施に關し必要な事項	17
1. 議会の議決	17
2. 応募に伴う費用負担	17
3. 担当窓口	17
別紙－1 本事業の事業スキーム	18
別紙－2 リスク分担案	19

実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
市	相模原市をいう。
本事業	相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業をいう。
本施設	本事業の事業範囲の対象となる相模原市営斎場及び駐車場を含む外構等の施設全てをいう。
事業者	市と基本契約を締結し、本事業を実施する民間事業者をいう。
PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
DBO方式	Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
入札参加者	本事業の入札手続に参加する複数企業で構成されるグループをいう。
落札者	市が設置する選定委員会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した入札参加者をいう。
代表企業	入札参加者を代表する企業であり、特別目的会社（SPC）の最大出資比率の企業をいう。
共同企業体（JV）	市と設計施工一括契約を締結する者をいう。入札参加者の構成企業のうち設計企業、改修工事企業、工事監理企業、火葬炉企業で構成される。
特別目的会社（SPC）	本施設の維持管理・運営業務の実施のみを目的として設立される株式会社をいう。
構成企業	事業者を構成する各企業をいう。
構成員	構成企業のうち、特別目的会社（SPC）に対して出資を行う企業をいう。
協力企業	構成企業のうち、特別目的会社（SPC）に対して出資を行わない企業をいう。
設計企業	構成企業のうち、火葬炉を除く本施設の施設改修業務のうち、設計業務を行う企業をいう。
改修工事企業	構成企業のうち、火葬炉を除く本施設の施設改修業務のうち、建築改修業務を行う企業をいう。
工事監理企業	構成企業のうち、本施設の工事監理を行う企業をいう。
火葬炉企業	構成企業のうち、火葬炉の設計・解体・撤去・設置工事・維持管理業務を行う企業をいう。
維持管理企業	構成企業のうち、火葬炉を除く本施設の維持管理業務を行う企業をいう。
火葬炉運転企業	構成企業のうち、火葬炉の運転業務を行う企業をいう。
運営企業	構成企業のうち、火葬炉運転業務を除く本施設の運営業務を行う企業をいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、設計施工一括契約及び指定管理協定の総称をいう。
実施方針等	本事業の実施方針及び要求水準書（案）をいう。
要求水準書（案）	本事業の事業者に要求する業務の水準を示すための書類をいう。
入札説明書	本事業の入札に参加する者に対して、市が事業条件、参加手続等を説明するための書類をいう。
入札説明書等	本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、事業契約書案、落札者決定基準などの書類をいう。
基本協定	落札者の決定後、事業契約締結に向けた市と落札者の双方の協力義務等を定めるものをいう。
基本契約	市と事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とし、役割分担、設計施工一括契約及び指定管理協定の締結に関する事項等を定めるものをいう。
設計施工一括契約	本事業の施設整備業務の実施のために、基本契約に基づき、市と共同企業体（JV）が締結する契約をいう。
指定管理協定	本事業の維持管理・運営業務の実施のために、基本契約に基づき、市と特別目的会社（SPC）が締結する契約をいう。
選定委員会	相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業に係る事業者を選定するため、最優秀提案者を決定する委員会をいう。

第1 事業内容に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業

(2) 公共施設等の管理者等

相模原市長

(3) 施設の位置付け

市は、上記施設を「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第244条第1項に定める公の施設として位置付ける。

(4) 事業目的

相模原市営斎場（以下「本施設」という。）は、平成4年10月の供用開始から30年以上が経過し、施設及び設備の老朽化が進んでいる。また、市においては高齢者人口の増加に伴う死亡者数の増加への対応が求められている。このような状況を踏まえ、本事業では火葬炉設備の更新を含む改修工事を行うとともに、機能の拡充によって火葬能力の向上を図る。

本事業は、本施設の改修設計、改修工事、維持管理及び運営について、民間ノウハウを活用することにより財政負担の縮減と施設の機能や運営等において、より効果的かつ質の高い公共サービスの提供することを目的とし実施する。

(5) 事業の概要

① 事業者の業務範囲

事業者の業務の概要は、以下のとおりである。また、市と事業者の役割分担の詳細及び各項目の具体的な内容については別添の要求水準書（案）に示すとおりである。

ア 施設改修業務

- a 事前調査業務
- b 設計業務
- c 建築改修業務
- d 備品等設置業務
- e 工事監理業務
- f 稼働準備業務
- g その他施設改修上必要な業務

イ 統括管理業務

- a 統括マネジメント業務
- b 総務・経理管理業務
- c その他統括管理業務において必要となる業務

ウ 維持管理業務

- a 建築物保守管理業務
- b 建築設備保守管理業務
- c 火葬炉設備保守管理業務
- d 植栽・外構等維持管理業務
- e 清掃業務
- f 環境衛生管理業務
- g 備品等管理業務
- h 警備業務
- i 事業終了時の引継ぎ業務

エ 運営業務

- a 予約受付業務
- b 利用者受付業務
- c 公金徴収業務
- d 告別業務・炉前業務
- e 収骨業務
- f 火葬炉運転業務
- g 待合室関連業務
- h 残骨灰、集じん灰の管理及び保管業務
- i 式場・靈安室関連業務
- j 死胎等の受付・火葬業務
- k その他運営上必要な業務

オ 自主事業（任意提案）

- a 売店等運営業務

(6) 事業方式

本事業は、PFI法に準じて、本施設の施設改修業務、維持管理業務及び運営業務を一体的に行うDBO方式により実施する。

(7) 契約の形態

市は、本施設の施設改修業務、維持管理業務、運営業務を一括で発注するため、事業者選定後、落札者と基本協定を締結し、その後、本事業に係る契約として市は、事業者と基本契約を、共同企業体（JV）と設計施工一括契約を、特別目的会社（SPC）と指定管理協定を締結する（本事業の事業スキームは別紙－1を参照）。

(8) 事業者の収入

市は、本施設の施設改修業務に係る費用を施設整備費として、維持管理・運営業務に係る費用を指定管理料として事業者に支払う。具体的な支払い方法等については、入札説明

書等の公表時に示す。

① 施設改修業務に係る対価（施設整備費）

市は共同企業体（JV）が実施する設計及び改修工事業務に係る対価について共同企業体（JV）に支払う。なお、支払いは出来高に応じて支払う。

② 維持管理・運営業務に係る対価（指定管理料）

市は特別目的会社（SPC）が実施する維持管理及び運営業務に係る対価について、維持管理及び運営期間にわたって特別目的会社（SPC）に支払う。

（9） 本事業のスケジュール

本事業のスケジュール（予定）は以下のとおりである。

仮契約の締結	令和8年12月
本契約の締結	令和9年3月
指定管理協定の締結	令和10年3月
施設改修期間	令和9年4月～令和13年3月末
維持管理・運営期間	令和10年4月～令和28年3月末

※令和9年4月～令和10年3月までは現事業者が維持管理・運営業務を実施する。

※施設改修業務のうち、改修工事業務は令和10年4月以降に実施が可能である。

図 事業スケジュール（案）

年度	R8年度				R9年度				R10年度				R11年度				R12年度				R13年度				～	R27年度			
月	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1		4	7	10	1
	基本契約★		施設改修期間（4年間）												維持管理・運営期間（18年間）														
	設計施工一括契約★																												
	指定管理者基本協定★																												
← 現指定管理者による運営				＊ 事業者による運営																						→			

（10） 法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令等（法律、政令、省令等）及び条例等（条例、規則等）を遵守すること。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定方法

市は、本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、民間事業者が入札説明書で規定する参加資格要件を満たし、かつ提案内容が要求水準書を満足する内容であることを前提に、総合評価一般競争入札によって事業者を選定する。審査内容は、参加資格審査を実施した上で、提案審査及び価格審査を総合的に行う。

なお、本事業はWTO政府調達協定の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

2. 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

事業者の募集及び選定のスケジュールは以下のとおりである。

実施方針等の公表	令和7年11月28日
現地見学（第1回）	令和7年12月18日
実施方針等に関する質問受付	令和7年12月23日
官民対話（第1回）	令和8年1月16日、19日、21日、22日
実施方針等に関する質問の回答公表	令和8年2月中旬
入札公告	令和8年4月頃
現地見学（第2回）	令和8年4月頃
入札説明書等に関する質問受付（第1回）	令和8年5月頃
入札説明書等に関する質問の回答公表（第1回）	令和8年5～6月頃
参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付	令和8年6月頃
入札説明書等に関する質問受付（第2回）	令和8年7月頃
官民対話（第2回）	令和8年7月頃
入札説明書等に関する質問の回答公表（第2回）	令和8年7～8月頃
提案書類の受付	令和8年8月頃
落札者の決定	令和8年10月頃
審査講評の公表	令和8年11月頃
仮契約の締結	令和8年12月頃
本契約の締結	令和9年3月頃

(2) 提供資料

要求水準書（案）別添資料1～14の電子データ（CD-R）の提供（個別配付）を行う。詳細は「様式1 資料提供申込書」を参照すること。希望者は、令和7年11月28日（金）以降、「様式1 資料提供申込書」に必要事項を記入の上、【担当窓口】に電子メールにて提出すること。件名は「相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業 資料提供希望申込（●●）」（●●は提出企業名）とする。

(3) 事業者の募集手続等

① 現地見学の受入

本事業の趣旨や本施設の現状について、民間事業者の理解促進を図るため、事前申し込みの上、現地見学を実施する。

受入可能日時	【日程】
	①第1回：令和7年12月18日 ②第2回：令和8年4月頃

	<p>③随時受入（上記以外の日程） スケジュールに示す現地見学会の他に、追加の現地見学を随時受け入れる。なお、受入可能日は、休場日及び火葬炉を利用することができない日のうち原則として平日に限る。 令和7年度は以下の日程を受入可能日とする。 令和8年 1月16日（金）、2月14日（土）※、3月14日（土）※ ※休日のため応相談</p> <p>令和8年度については、市のホームページの相模原市営斎場「休場日・休炉日」を参照すること。 https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/shisetsu/shikanren/etc/1002725.html</p> <p>【時間】 9時～17時の間で1時間程度 現地見学会への参加申込者に対して、別途、市から詳細を通知する。</p>
参加申込方法	<p>「様式2 現地見学会 参加申込書」に必要事項を記入の上、見学を希望する日程の2週間前の17時までに、【担当窓口】に電子メールにて連絡すること。件名は「相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業現地見学予約（●●）」（●●は提出企業名）とすること。 なお、複数企業のグループで参加することを可能とする。</p>

② 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

質問・意見提出期限	令和7年12月23日（火）17時まで
質問・意見への回答	令和8年2月中旬 市のホームページにて公表する。
提出方法	「様式3 実施方針等に関する意見・質問書」に必要事項を記入の上、【担当窓口】に電子メールにて提出。件名は「相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業質問書（●●）」（●●は提出企業名）とする。
留意事項	質問を提出した企業名は公表しない。 また、意見表明と解されるものには回答しないことがある。

③ 官民対話（第1回）の実施

本事業及び募集の趣旨について、民間事業者の理解促進を図るため、市と民間事業者との直接対話を実施する。

日時	令和8年1月16日（金）、19日（月）、21日（水）、22日（木） 参加申込者に対して、別途、市から開催時間を通知する。
会場	相模原市役所会議室
参加申込期限	令和7年12月23日（火）17時まで
参加申込方法	<p>「様式4 官民対話（第1回）参加申込書」に必要事項を記入し、【担当窓口】に電子メールにて提出すること。件名は「相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業直接対話申込（●●）」（●●は提出企業名）とする。</p> <p>官民対話での協議を希望する内容は、「様式3 実施方針等に関する意見・質問書」に記入の上、併せて提出すること。なお、複数企業のグループで参加することを可能とする。現地参加人数は、1参</p>

	加グループあたり8名までとする。
対話内容の公表	事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、様式3の質問事項、また当日の事業者からの質問事項を、市（選定委員会の委員等を含む）と事業者で相互に確認、原則としてこれら全ての質問事項を市のホームページにて公表する。ただし、事業者固有のノウハウに基づく部分については、市と事業者の協議の上、公表しないことがある。
留意事項	対話内容は、落札者を選定する際の審査に影響はせず、落札者を選定するための提案内容を拘束するものではない。

④ 入札説明書等の公表

実施方針に関する質問等の手続等を踏まえ、令和8年4月頃を目途に入札説明書等を公表する。

⑤ 入札に関する資料の公表方法

入札手続に関するスケジュールについては、適宜、市のホームページにより公表する。

(4) 入札参加者の備えるべき参加資格要件

① 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者は、次に掲げる企業で構成するものとする。

- a 設計企業
- b 改修工事企業
- c 工事監理企業
- d 火葬炉企業
- e 維持管理企業
- f 運営企業
- g 火葬炉運転企業
- h その他企業（※必要に応じて）

イ 本事業への入札参加者は、複数の企業等で構成されるグループとし、代表企業を定めるものとする。また、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

ウ 入札参加者の各構成企業は、応募にあたり、企業名及び担当する業務範囲を明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施することや業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の企業が改修工事業務と工事監理業務を実施することはできないものとする。

エ 入札参加者の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市の承認を得た場合に限り変更することができる。

オ 入札参加者は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

② 入札参加者の参加資格要件

ア 共通事項

- a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当

- しない者であること。
- b 開札日の前日までに相模原市契約規則に基づく相模原市入札参加資格者名簿に登録があること。
 - c 入札説明書等の公表日から落札者選定・公表日までの間ににおいて、相模原市入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - d 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
 - e 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - f 国、県、市に収めるべき税金等を滞納している者でないこと。
 - g 本事業に係るアドバイザリー業務を委託したパシフィックコンサルタンツ株式会社(同協力事務所として日比谷パーク法律事務所)と資本関係又は人的関係がある者でないこと。

(注)「資本関係がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有している者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人的関係がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

h 選定委員会の委員が所属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係のある者でないこと。

i 指定管理者の指定を受ける者は、相模原市指定管理者の指定の手続等に関する規則(平成17年相模原市規則第55号)第4条に規定する者に該当しない者であること。

イ 設計業務、工事監理業務を行う企業は、以下の要件を満たすものとする。なお、複数で参加する場合は、全ての企業がaを満たすこととし、少なくとも1者はa～cを満たすこと。

- a 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 平成23年4月以降において、公共施設に係る改修工事等の基本設計又は実施設計業務を元請で行った完了実績があること。
- c 平成23年4月以降において、延床面積2,000m²以上の火葬場(式場を併設するもの。新築・改修を問わない)に係る基本設計又は実施設計業務を元請で行った完了実績があること。

ウ 建築改修業務を行う企業は、以下の要件を満たすものとする。なお、複数で参加する場合は、全ての企業がaを満たすこととし、少なくとも1者はa～cを満たすこと。

- a 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- b 平成23年4月以降において、公共施設に係る改修工事等の建設業務を元請で行った完了実績があること。

- c 平成23年4月以降において、延床面積2,000m²以上の火葬場（式場を併設するもの。新築・改修を問わない）に係る建設業務を元請で行った完了実績があること。
- エ 施設改修業務のうち、火葬炉の解体・撤去・整備等を実施する企業は、以下の要件を満たすものとする。
 - a 平成23年4月以降において、10基以上の火葬炉を有する火葬場（新築・改修を問わない）への火葬炉の納入・設置を行った実績があること。
- オ 維持管理業務を行う企業は、以下の要件を満たすものとする。
 - a 平成23年4月以降において、公共施設に係る維持管理業務を3年以上元請で継続実施した実績があること。
- カ 運営業務を行う企業は、以下の要件を満たすものとする。
 - a 平成23年4月以降において、1日あたり20枠以上の予約枠を有する火葬場（式場を併設するもの）の運営業務を3年以上継続実施した実績があること。
 - b 平成23年4月以降において、1炉・1日あたり2枠以上（1日あたりの最大火葬予約枠数で換算・胞衣炉、動物炉は含めない）の稼働となる火葬場（式場を併設するもの）において運営業務を3年以上継続実施した実績があること。
- キ 火葬炉運転業務を行う企業は、以下の要件を満たすものとする。
 - a 平成23年4月以降において、10基以上の火葬炉を有する火葬場における火葬炉の運転を3年以上継続実施した実績があること。

（5） 参加資格の確認及び失格要件

参加資格確認日は、参加表明書の受付期限日とする。

ただし、参加資格確認後、落札者決定までの間に、入札参加者が（4）の参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合においては、当該入札参加者による入札は無効とする。また、市は仮契約を締結しないこと、又は、仮契約を解除し本契約を締結しないことができる。

契約を締結しない取扱いをした場合については、市は一切の損害賠償の責を負わないものとする。

（6） 審査及び選定に関する事項

審査及び選定にあたっては、以下のとおり行うものとし、詳細については、入札説明書等において示す。

① 選定委員会の設置

事業者の選定にあたり、市は学識経験者等で構成する選定委員会を設置し、審査を実施する。

② 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査の実施

市は、参加者が提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者の代表企業に通知する。

イ 提案審査の実施

選定委員会は、落札者決定基準に示す審査基準に従って提案書類の審査を行う。選定委員会の審査を経て最優秀提案者を選定し、市は落札者を決定する。

ウ 審査結果の公表

市は、審査結果を市のホームページに掲載する。

(7) 落札者決定後の手続き

① 基本協定の締結

落札者決定後速やかに、市と落札者は事業契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。

② 事業契約内容に関する協議

市と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。なお、事業契約内容の協議は事業契約書案の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

③ 共同企業体（JV）の設立

落札者決定後、落札者は、次の要件を満たす共同企業体（JV）を速やかに設立すること。なお、共同企業体（JV）は甲型、乙型は問わない。

ア 設計企業、改修工事企業、工事監理企業、及び火葬炉企業を共同企業体（JV）の構成企業とすること。

イ 共同企業体の代表企業の出資比率は共同企業体の構成企業中最大とすること。

④ 特別目的会社（SPC）の設立

落札者決定後、落札者は、次の要件をすべて満たす特別目的会社（SPC）を速やかに設立すること。

ア 特別目的会社（SPC）の本店所在地は相模原市内とすること。

イ 全ての構成員は特別目的会社（SPC）へ出資することとし、構成員以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は構成員中最大とするとともに、50%超の議決権割合を有するものとする。

ウ 施設改修業務の期間中においては、市との協議の上で代表企業を変更することも可能とする。

エ 特別目的会社（SPC）の定款において、その資本金が本事業を安定的に実施するために十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社とすること。

オ すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社（SPC）の株式を保有するものとし、市の同意なく特別目的会社（SPC）の株式の譲渡、これに対する担保権の設定及びその他の処分を行わないこと。

⑤ 指定管理者の指定

市は、本施設を地方自治法第244 条の規定による公の施設とし、ＳＰＣを同法第244 条の2第3項の規定による指定管理者として指定する予定である。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 基本的考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、適切なリスク分担を実現することにより、質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

2. 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として別紙－2に定めるとおりとし、具体的な事項については、入札説明書及び事業契約において定めることとする。

3. 本事業の実施状況の監視（モニタリング）

市は、事業者が実施する本施設の施設改修・維持管理・運営業務について、定期的に監視を行う。監視の方法、内容等については、入札説明書及び事業契約に定める。

また、事業者の提供する本施設における維持管理及び運営に係る要求水準及び提案内容が十分に達せられない場合には、市は改善策の提出、実施を求めることができるものとし、改善されるまでの期間、サービスに対する支払の減額等を行う場合がある。とう

第4 本施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地に関する事項

所在地	神奈川県相模原市南区古淵 5-26-1	
区域区分	市街化区域	
用途地域	第一種住居地域	準工業地域
建蔽率	60%	60%
容積率	200%	200%
防火・準防火地域	準防火地域	指定なし
道路斜線制限	規制あり	規制あり
北側斜線制限	規制なし	規制なし
隣地斜線制限	規制あり	規制あり
日影規制対象建築物	高さが10mを超える建築物（測定水平面4m）	高さが10mを超える建築物（測定水平面4m）
敷地境界線から5mを超える10m以内	4時間	4時間
境界敷地線から10mを超える	2.5時間	2.5時間
立地適正化計画	都市機能誘導区域外※	都市機能誘導区域外
	居住誘導区域内	居住誘導区域内

※一部（市営斎場来場者駐車場3）については、立地適正化計画の都市機能誘導区域

2. 現施設の概要

供用開始	平成4年10月											
都市計画決定	昭和60年12月（相模原市告示第124号）											
規模	敷地面積：約 22,617m ² 建築面積：約 2,942m ² 延床面積：約 4,256m ²											
建物構造	鉄筋コンクリート造（地上2階・地下1階）											
主要施設	<table border="1"> <tr> <td>火葬炉施設</td> <td>火葬炉11基、（一般用10基、胎児炉1基）、告別ホール3か所、収骨室3室</td> </tr> <tr> <td>葬儀施設</td> <td>大式場（100名用、控室あり） 小式場（70名用、控室あり）</td> </tr> <tr> <td>待合施設</td> <td>待合室12室（40名用2室、20名用10室） 待合ロビー、売店、更衣・授乳コーナー</td> </tr> <tr> <td>霊安室</td> <td>1室（保冷庫4基）</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>約140台（第1駐車場50台※マイクロバス7台含む、第2駐車場59台、第3駐車場31台） その他、式場棟南側に業者用駐車場20台分のスペースあり。</td> </tr> </table>		火葬炉施設	火葬炉11基、（一般用10基、胎児炉1基）、告別ホール3か所、収骨室3室	葬儀施設	大式場（100名用、控室あり） 小式場（70名用、控室あり）	待合施設	待合室12室（40名用2室、20名用10室） 待合ロビー、売店、更衣・授乳コーナー	霊安室	1室（保冷庫4基）	駐車場	約140台（第1駐車場50台※マイクロバス7台含む、第2駐車場59台、第3駐車場31台） その他、式場棟南側に業者用駐車場20台分のスペースあり。
火葬炉施設	火葬炉11基、（一般用10基、胎児炉1基）、告別ホール3か所、収骨室3室											
葬儀施設	大式場（100名用、控室あり） 小式場（70名用、控室あり）											
待合施設	待合室12室（40名用2室、20名用10室） 待合ロビー、売店、更衣・授乳コーナー											
霊安室	1室（保冷庫4基）											
駐車場	約140台（第1駐車場50台※マイクロバス7台含む、第2駐車場59台、第3駐車場31台） その他、式場棟南側に業者用駐車場20台分のスペースあり。											
営業日数等	<table border="1"> <tr> <td>開場日数</td> <td>360日（令和6年度）</td> </tr> <tr> <td>休場日</td> <td>1月1日～3日、市長又は指定管理者が定める日（年2日程度）</td> </tr> <tr> <td>休炉日</td> <td>月1回</td> </tr> <tr> <td>開場時間</td> <td>8:30～17:00 ※通夜のある日は8:30～21:00の運用</td> </tr> </table>		開場日数	360日（令和6年度）	休場日	1月1日～3日、市長又は指定管理者が定める日（年2日程度）	休炉日	月1回	開場時間	8:30～17:00 ※通夜のある日は8:30～21:00の運用		
開場日数	360日（令和6年度）											
休場日	1月1日～3日、市長又は指定管理者が定める日（年2日程度）											
休炉日	月1回											
開場時間	8:30～17:00 ※通夜のある日は8:30～21:00の運用											

使用料 (内訳)	区分		単位	市内住民	市外住民
	火葬炉	12歳以上	1 体	6, 000円	54, 000円
		12歳未満	1 体	4, 000円	36, 000円
		死胎	1 胎	2, 400円	21, 600円
		改葬	1 件	2, 400円	21, 600円
		身体の一部	1 件	2, 400円	21, 600円
大式場	通夜・告別式	1 回		50, 000円	75, 000円
	小式場	通夜・告別式	1 回	40, 000円	60, 000円
	靈安室		1 体24時間 あたり	3, 000円	5, 000円

利用実績 (3年度分)	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	火葬炉利用件数	7, 171件	7, 860件	8, 081件
	大式場貸館率	96.8%	95.7%	94.5%
	小式場貸館率	99.1%	98.0%	97.7%
	靈安室貸館率	73.9%	70.2%	70.5%

3. 施設計画の考え方

施設内容、規模、配置等は、要求水準書（案）を参照。

第5 事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う。

2. 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、公共施設等の管理者等の事務所所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、市は事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつた場合、市は事業契約を解約することができる。

イ 事業者が倒産し、又は財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。

ウ ア又はイの規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

ア 事業契約で定める市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができる。

イ アにより事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3. いずれの契約当事者の責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力事由その他市又は事業者のいずれの責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、本事業の継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができる。

4. その他

その他本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第7 法制・税制上の措置及び財政・金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、法制上及び税制上の措置の支援は予定していない。なお、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、PFI法に規定する財政上及び金融上の措置の支援は予定していない。なお、本事業は地方債の活用を予定している。また、その他に財政上の支援を受けることができる可能性がある場合、市は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

3. その他の支援

市は、事業者が本事業実施に必要となる許認可等に対し、必要に応じて協力を行う。

第8 その他事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

本事業に関する予算措置として市は債務負担行為の設定を行う。また、設計施工一括契約及び指定管理者の指定に関する議会議決を予定している。

2. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3. 担当窓口

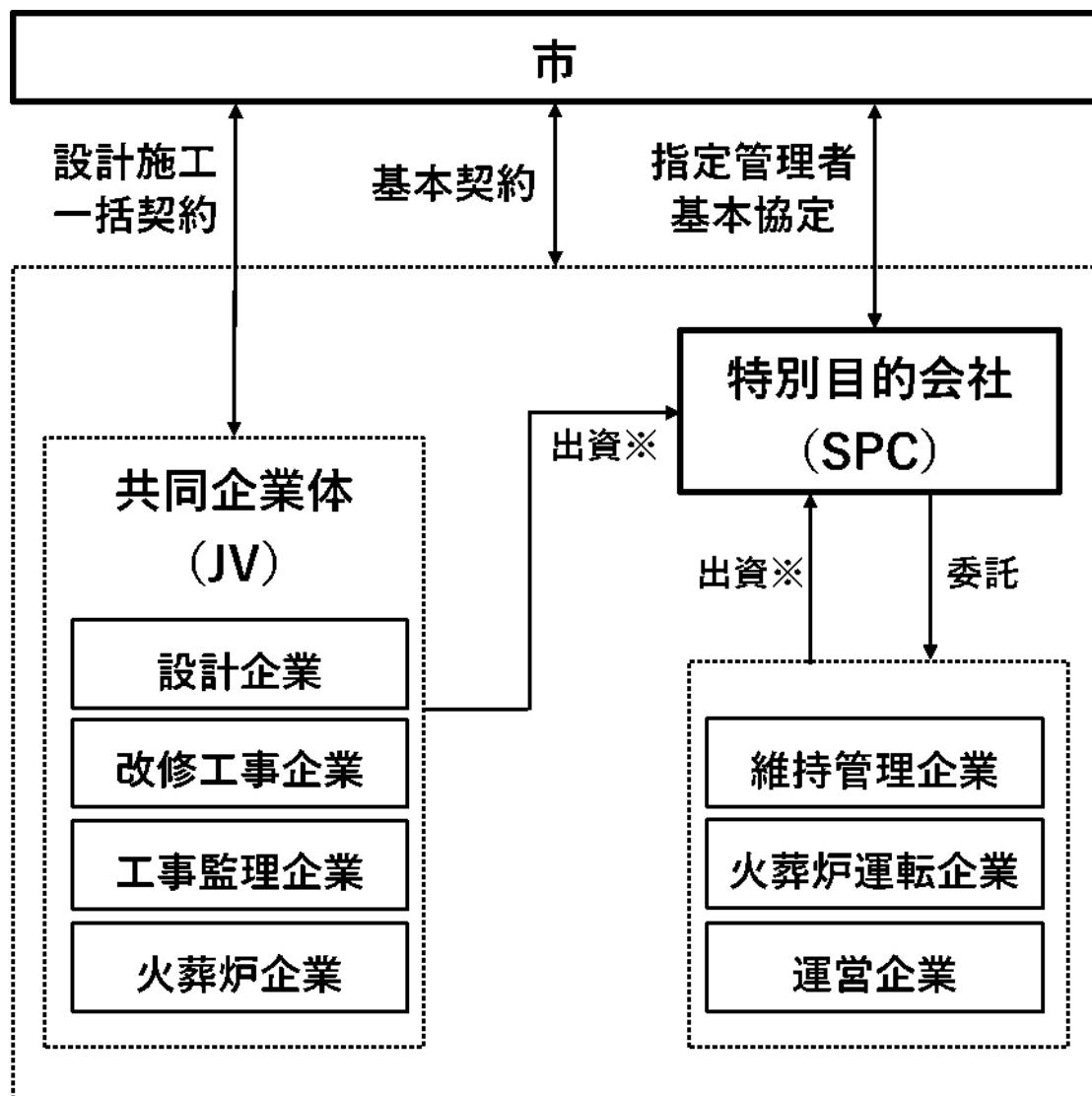
相模原市 市民局 斎場準備課

電話：042-707-7025

FAX：042-754-7990

メールアドレス：saijou@city.sagamihara.kanagawa.jp

別紙－1 本事業の事業スキーム



※SPCへの出資は構成企業のうち構成員のみが行う。

※改修工事企業の少なくとも1者、運営企業の少なくとも1者、及び火葬炉企業は必ず構成員とすること。

別紙－2 リスク分担案

○:主分担 △:従分担 ※1

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	入札説明書にかかるリスク	入札説明書等の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの	○	
	入札にかかるリスク	入札参加費用に関するもの		○
	議会の議決リスク ※2	議会の議決が得られない場合	○	○
	構成企業等に関するリスク	業務を委託し、又は請け負わせる企業(構成企業)その他の第三者(その使用人を含む。)の使用に係る責任		○
	支払遅延・支払不能リスク	市の支払いの遅延	○	
	資金調達リスク	本事業の実施に関する費用の市の資金調達に関する責任	○	
	行政リスク	市の事業方針の変更によるもの	○	
	許認可取得・維持リスク	市が取得すべき許認可の取得・維持に関するもの 上記以外の許認可の取得・維持に関するもの	○	○
	法令等関連リスク	本事業に影響を及ぼす法制度・許認可等の新設・変更に関するもの	○	
		上記以外の法制度・許認可等の新設・変更に関するもの		○
税制関連リスク		市の事業及び本事業のみに影響を及ぼす税制度の変更によるコスト変動	○	
		消費税率変更に伴うコスト変動	○	
		上記以外の税制変更によるコスト変動		○
物価変動リスク		設計・改修工事の物価のインフレ・デフレ ※3	○	△
		維持管理・運営の物価のインフレ・デフレ ※3	○	△
デフォルトリスク(不履行・怠慢・遅延に関するもの)		要求水準あるいは契約書で求めるサービスのレベルあるいは成果が下がった場合		○
		市の事由による業務基準の変更、債務の不履行	○	
		事業者の事業放棄、経営破綻によるもの		○
市民・住民対応リスク		本事業を実施すること自体に関する市民・住民の苦情・反対運動・訴訟等に関するもの	○	
		上記以外の市民・住民の反対運動・訴訟等が生じた場合		○
環境リスク		事業者が行う業務に関する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		○
用地リスク		市があらかじめ提示した情報・資料から合理的に想定できる地質障害、地中障害物に関するもの		○
		上記以外の地質障害や地中障害物に関するもの	○	
不可抗力リスク		不可抗力(大規模な天災(大地震、大噴火等)、疫病等の公衆衛生上の事態、又は人的災害(戦争、放射能、テロ等))により生じる増加費用及び損害	○	△
第三者賠償リスク		市の提示条件又は指示を直接の原因として第三者に及ぼした損害	○	
		上記以外の事由を原因として第三者に及ぼした損害		○

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
施設改修	設計変更リスク	市の事由により設計変更が生じ費用が増加するもの	○	
		上記以外の事由により設計変更が生じ費用が増加するもの		○
	測量・調査リスク	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	設計遅延・設計費増大リスク	市の事由による設計の遅延・設計費の増大に関するもの	○	
		市があらかじめ提示した情報・資料から合理的に想定できない事由による設計の遅延・工事費の増大に関するもの	○	
		上記以外の事由による設計の遅延・設計費の増大に関するもの		○
維持管理・運営	工事遅延・工事費増大リスク	市の事由による工事の遅延・設計費の増大に関するもの	○	
		市があらかじめ提示した情報・資料から合理的に想定できない事由による工事の遅延・工事費の増大に関するもの	○	
		上記以外の事由による設計の遅延・設計費の増大に関するもの		○
	設備機器・備品等納品遅延リスク	事業者が調達する設備・備品等の調達遅延に関するもの		○
	工事監理リスク	工事監理に関するもの		○
	一般的損害リスク	使用前の設備・原材料の盗難、関連工事に関して生じた施設の損傷、又は事故による第三者への賠償等に関するもの		○
維持管理・運営	計画変更リスク	市が提示した維持管理・運営業務に関する計画や前提条件の変更によるもの	○	
		上記以外のもの		○
	施設・設備瑕疵リスク	既存施設・設備の瑕疵によるもの（事業者が実施した改修工事業務の範囲外のもの）	○	
		既存施設・設備の瑕疵によるもの（事業者が実施した改修工事業務の範囲内のもの）		○
		事業者が実施した改修工事業務において整備した施設・設備の瑕疵によるもの		○
	警備リスク	市の事由によるもの	○	
		上記以外のもの		○
	情報漏洩リスク	市の事由による情報の管理及び保護に関するもの	○	
		上記以外のもの		○
	事故発生リスク	市の事由によるもの	○	
		上記以外のもの		○
施設・設備・機器等損傷リスク	市の事由によるもの	○		
	上記以外のもの		○	
	事業中止リスク	市の事由によるもの	○	
移管手続リスク	上記以外のもの		○	
	緊急事態における施設の使用	事業期間の終了に伴う、業務の移管に係る諸経費の発生、事業会社の清算に伴う評価損益等	○	
	大規模災害等の発生により、施設を住民の避難場所、援助物資の集積場所等に使用するなど、緊急にその施設を目的外で使用することが必要となった場合			○

※1：△の一部リスク負担が想定されるケースについては、入札説明書等の公表時に示す。

※2：議会の議決が得られないことにより契約締結が遅延・中止した場合は、それまでにかかる市及び事業者の費用は各自の負担とする。

※3：事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。